

平成24年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	8
1	組織及び職員の配置	8
(1)	組 織	8
(2)	職員の配置	8
2	事務分掌	9
3	公平委員会事務の受託団体	10
III	任用業務	11
1	競争試験	11
(1)	採用試験	11
ア	試験実施概要	12
イ	試験実施結果	17
(2)	昇任試験	23
ア	試験実施概要	23
イ	試験実施結果	24
2	選 考	24
(1)	採用選考	24
ア	適用根拠規定状況	24
イ	職種別状況	25
ウ	公開選考試験実施結果	26
(2)	昇任選考	30
IV	給与業務	31
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	31
(1)	報 告	31
ア	職員給与に関する報告	31
イ	人事管理に関する報告	37
ウ	勧告実施の要請	41
(2)	勧 告	41
ア	職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立 学校の教職員の給与等に関する条例の改正	41
イ	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	42

ウ	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	4 2
エ	改訂の実施時期	4 2
2	給与の支払監理の実施状況	4 3
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	4 3
V	公平審査等業務	4 5
1	公平審査事案の処理	4 5
(1)	不利益処分に関する不服申立ての審査	4 5
ア	県 関 係	4 5
イ	受託団体関係	4 5
(2)	勤務条件に関する措置要求の審査	4 5
ア	県 関 係	4 5
イ	受託団体関係	4 5
(3)	苦情処理に関する事項	4 5
ア	県 関 係	4 5
イ	受託団体関係	4 5
(4)	公務災害補償の審査	4 5
2	職員団体等関係事務	4 6
(1)	職員団体の登録	4 6
ア	県 関 係	4 6
イ	受託団体関係	4 6
(2)	職員団体等の規約の認証	4 7
(3)	管理職員等の範囲の指定	4 7
ア	県 関 係	4 7
イ	受託団体関係	4 8
3	労働基準監督機関の職権行使	4 8
(1)	労働基準法別表第 1 による号別区分	4 8
(2)	ボイラー及び第一種圧力容器の検査	4 9
4	勤務条件等実態調査	5 1
5	勤務時間・休暇等関係規則の改正の状況	5 1
(参 考)		
1	歴代人事委員会委員と在任期間（平成 2 5 . 8 . 1 現在）	5 2
2	委員会の構成（平成 2 5 . 8 . 1 現在）	5 4
3	事務局職員名簿（平成 2 5 . 4 . 1 現在）	5 4

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。

イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。

キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。

ク 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。

ケ 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。

コ 職員の苦情を処理すること。

サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使等）

(2) 準立法的権限

法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

2 委員会の構成

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平 13. 7. 26～ 平 27. 7. 25	弁護士
委員長職務 代 理 者	永 田 伸 二	平 22. 10. 11～ 平 26. 10. 10	(元) 島根県健康福祉部長
委 員	猪 野 郁 子	平 21. 7. 8～ 平 29. 7. 7	島根大学名誉教授

3 委員会の開催状況

回	年月日	議 案
第 1347 回	24. 4. 23	付議事項 1. 平成24年度島根県職員大学卒業程度採用試験の実施について 2. 平成24年度島根県職員(経験者)採用試験及び島根県職員(地区別)採用試験の実施について 3. 平成24年度島根県職員(獣医師)採用選考試験の実施について 4. 平成24年度島根県職員(研究員)採用選考試験の実施について 5. 平成24年度島根県職員(学芸員)採用選考試験の実施について 6. 技能労務職員を対象とした転任試験の実施について 協議事項 1. 人事委員会会議の開催・審議結果の周知について 報告事項 1. 平成24年職種別民間給与実態調査の実施について 2. 公文書部分公開決定に対する不服申立に係る審査会への諮問について その他 1. 県議会6月定例会の出席委員日程調整について
第 1348 回	24. 6. 12	付議事項 1. 職員の採用選考について 2. 条例案に対する意見について 3. 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する人事委員会規則の一部改正について 協議事項 1. 給与等事務システムを使用する場合の給与関係手続き等の特例に関する規則の制定について 2. 島根県人事委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則の制定について 3. 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部改正について

回	年月日	議 案
		その他 1. 人事委員会会議の公開について 2. 職員採用試験制度の見直しについて 3. 地方公務員制度改革について
第 1349 回	24. 7. 11	付議事項 1. 職員の昇任選考について 2. 平成24年度警察官(大学卒)採用試験の合格者決定について 3. 平成24年度島根県職員採用高校卒業程度試験の実施について 4. 職員団体の登録について 報告事項 1. 専決処分事件の報告 (給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の制定について) 2. 専決処分事件の報告 (島根県人事委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則の制定について) 3. 専決処分事件の報告 (島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部改正について) その他 1. 職員採用試験制度の見直しについて 2. 民間給与の実態について 3. 今後の委員会の開催予定について 4. 9月議会の日程について
第 1350 回	24. 7. 20	付議事項 1. 平成24年度島根県職員(獣医師)採用選考試験の合格者決定について 2. 平成24年度島根県職員(薬剤師)採用選考試験の合格者決定について 3. 平成24年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第2回)の実施について 4. 平成24年度島根県警察官(高校卒業程度)採用試験の実施について 5. 平成24年度島根県職員(職業訓練指導員(W E Bデザイン科))採用試験の実施について 6. 職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について その他 1. 平成24年度島根県職員採用大学卒業程度試験の第2次試験面接員(案)について 2. 民間給与実態調査の実施状況について

回	年月日	議 案
第 1351 回	24. 8. 1	付議事項 1. 平成24年度技能労務職員を対象とした転任試験の合格者決定について 2. 平成24年度島根県職員(経験者)採用試験の合格者決定について 3. 平成24年度島根県職員(地区別)採用試験の合格者決定について 4. 平成24年度身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 5. 平成24年度島根県職員(船舶乗組員)採用選考試験、島根県職員(水産練習船乗組員)採用選考試験及び島根県警察職員(警備艇乗組員)採用選考試験の実施について
第 1352 回	24. 8. 23	付議事項 1. 平成24年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成24年度島根県職員(研究員)採用選考試験の合格者決定について 3. 平成24年度島根県職員(学芸員)採用選考試験の合格者決定について 協議事項 1. 人事委員会勧告について 報告事項 1. 専決処分事項の報告について (職員の任用に関する権限の委任について) その他 1. 職員採用試験制度の見直しについて
第 1353 回	24. 9. 5	付議事項 1. 技能労務職員を対象とした転任試験(第2回)の実施について その他 1. 職員採用試験制度の見直しについて
第 1354 回	24. 9. 12	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 職員採用試験制度の見直しについて
第 1355 回	24. 9. 20	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の委員会の開催予定について
第 1356 回	24. 10. 1	協議事項 1. 人事委員会勧告について

回	年月日	議 案
第 1357 回	24. 10. 5	付議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 11月議会の日程について
第 1358 回	24. 11. 15	協議事項 1. 平成24年度島根県職員採用高校卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成24年度島根県職員(資格免許職)採用試験の合格者決定について 3. 平成24年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第2回)の合格者決定について 4. 平成24年度島根県警察官(高校卒業程度)採用試験の合格者決定について 5. 平成24年度身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 6. 平成24年度島根県職員(船舶乗組員)採用選考試験、島根県職員(水産練習船乗組員)採用選考試験及び島根県警察職員(警備艇乗組員)採用選考試験の合格者決定について 7. 平成24年度島根県職員(獣医師)採用個別選考試験の合格者決定について 8. 平成24年度島根県警察官(ヘリコプター操縦士)採用選考試験の実施について 9. 条例案に対する意見について その他 1. 委員会開催予定について
第 1359 回	24. 12. 4	付議事項 1. 平成24年度島根県職員(職業訓練指導員(WEBデザイン科))採用選考試験の合格者決定について 2. 条例案に対する意見について 協議事項 1. 人事委員会規則(給与関係)の一部改正について 2. 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について 報告事項 1. 専決処分事項の報告 (技能労務職員を対象とした転任試験(第2回)の合格者決定について) その他 1. 職員採用試験制度の見直しについて 2. 今後の人事委員会の開催日程について

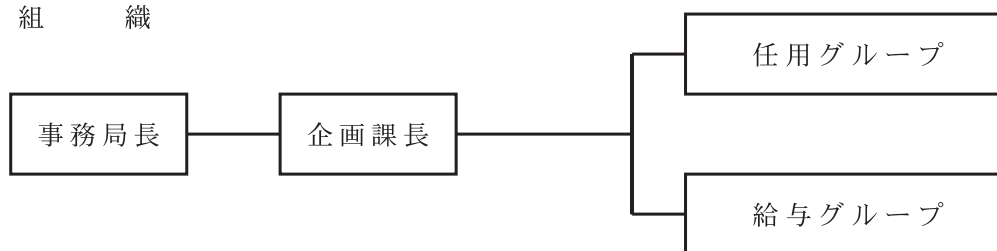
回	年月日	議 案
第 1360 回	25. 1. 31	付議事項 1. 平成24年度島根県警察官(ヘリコプター操縦士)採用選考試験の合格者決定について 2. 職員団体の登録の抹消について 報告事項 1. 専決処分事項の報告について (平成24年度島根県職員(獣医師)採用個別選考試験(第2回)の合格者決定について) 2. 専決処分事項の報告について (平成24年度島根県職員(船舶乗組員)採用選考試験(第2回)の実施について) 3. 専決処分事項の報告について (給与関係規則の一部改正等について) その他 1. 通勤手当制度の改正 2. 平成25年度職員採用試験の実施予定について
第 1361 回	25. 2. 14	付議事項 1. 平成24年度島根県職員(船舶乗組員)採用選考試験(第2回)の合格者決定について 2. 職員団体の登録の抹消について 3. 条例案に対する意見について 4. 人事委員会規則(給与関係)の一部改正について 5. 教育委員会規則(給与関係)の一部改正について
第 1362 回	25. 3. 1	付議事項 1. 平成25年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第1回)の実施について 2. 職員の昇任選考(警察職員)について 3. 職員の採用選考(警察職員)について その他 1. 新しい採用試験制度の実施方法について 2. 採用試験(大卒程度)制度改正の効果検証について 3. 今後の人事委員会の開催日程について
第 1363 回	25. 3. 13	付議事項 1. 人事委員会事務局職員の人事異動について 2. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について 3. 職員の昇任選考について 4. 職員の採用選考について 報告事項 1. 警察本部における管理職手当を支給する職の見直し

回	年月日	議 案
第 1364 回	25. 3. 26	付議事項 1. 職員の昇任選考について 2. 職員の採用選考について 3. 人事委員会規則(給与関係)の一部改正について 4. 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について 5. 職員の任用に関する権限を委任する規則の一部改正について その他 1. 平成25年度中国地方人事委員会委員全員会議について 2. 6 月定例県議会の日程について

Ⅱ 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組 織



(2) 職員の配置

(単位：人)

区 分	職 名						計
	局 長	課 長	グループ リーダー	企画員	主 任	主 事	
事 務 局 長	1						1
企 画 課 長		1					1
任用グループ			1	3	1		5
給与グループ			1	1	2		4
計	1	1	2	4	3		11

2 事務分掌

企画課

(任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関すること。
2. 任用制度に関すること。
3. 採用試験に関すること。
4. 昇任試験に関すること。
5. 選考に関すること。
6. 職階制の計画及び実施に関すること。
7. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関すること。
8. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
9. 不利益処分についての不服申立ての審査に関すること。
10. 職員からの苦情相談に関すること。
11. 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
12. 分限、懲戒及び処分に関すること。
13. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関すること。
14. 文書管理及び公印の管守に関すること。
15. 予算、経理その他庶務事務に関すること。

(給与グループ)

1. 給与制度に関すること。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。
3. 給与の支払監理に関すること。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関すること。

3 公平委員会事務の受託団体

平成24年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職 員 数	受託年月日	町 村 名	職 員 数	受託年月日
奥 出 雲 町	243	H17. 3. 31	吉 賀 町	100	H17. 10. 1
飯 南 町	149	H17. 1. 1	隠 岐 の 島 町	273	H16. 10. 1
川 本 町	60	S41. 4. 1	海 士 町	73	S41. 4. 1
美 郷 町	101	H16. 10. 1	西 ノ 島 町	81	S41. 4. 1
邑 南 町	222	H16. 10. 1	知 夫 村	32	S41. 4. 1
津 和 野 町	138	H17. 9. 25	計	1,472	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職 員 数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	14	S47. 4. 1
鹿 足 郡 事 務 組 合	津和野町滝元668	6	S47. 11. 1
島 前 町 村 組 合	西ノ島町美田2071-1	47	S52. 4. 1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	23	S59. 4. 1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市750 吉賀町役場内	2	S60. 7. 1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3	6	H 5. 4. 1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	92	H 5. 8. 1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	21	H 6. 8. 1
雲 南 広 域 連 合	雲南市三刀屋町下熊谷1773-1	111	H11. 10. 1
隠 岐 広 域 連 合	隠岐の島町都万2016	315	H11. 10. 1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3	20	H19. 4. 1
計		657	

※職員数は、平成24年地方公務員給与実態調査による。

Ⅲ 任 用 業 務

1 競 争 試 験

(1) 採 用 試 験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）、インターネットを利用した県のホームページへの職員募集の掲載（平成8年度～）や、受験案内及び受験申込書のホームページからのダウンロードサービス並びにインターネットによる申込み（平成13年度～）など、情報化に対応した取り組みも行ってきた。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、受験者の確保をより一層図るため、大卒程度試験の受験年齢上限を29歳から32歳まで引き上げ、また、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験では16区分で実施し、採用予定数は72人と前年度とほぼ同程度だったが、受験者数は前年よりもやや上回った。高校卒業程度試験では9区分で実施し、採用予定者数は28人と前年を僅かに下回ったが、受験者数は前年とほぼ同程度であった。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（8区分）と警察官採用試験を実施し、警察官採用試験については、より優秀な人材を採用するため、大学卒試験を年2回行ったほか、高卒程度試験を実施した。

ア 試験実施概要

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
大学卒業 程度試験	行政・心理・ 児 童 福 祉・ 食 品 衛 生・ 農 業・畜産・ 林業・水産・ 水 産 食 品・ 総 合 土 木・ 建 築・化学・ 電 気・機械・ 原 子 力・警 察事務	昭和55年4月2日 から平成3年4月 1日までに生ま れた者 若しくは 平成3年4月2日 以降に生まれた 者で、学校教育 法による大学を 卒業した者又は 平成25年3月31 日までに卒業見 込みの者	5月8日 から 5月28日 まで	6月24日	8月5日 から 8月8日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
高校卒業 程度試験	一 般 事 務・ 総 合 土 木・ 学 校 事 務 A (出 雲)・学 校 事 務 A (石 見)・学 校 事 務 A (隠 岐)・学 校 事 務 B (出 雲)・学 校 事 務 B (石 見)学 校 事 務 B (隠 岐)・警察事 務	[学校事務A] 昭和58年4月2日 から平成3年4月 1日までに生ま れた者 [学校事務Aを 除く試験区分] 平成3年4月2日 から平成7年4月 1日までに生ま れた者	7月30日 から 8月31日 まで	9月23日	10月14日 から 10月17日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木 のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許 職 試 験	司書	昭和60年4月2日 以降に生まれた 者で、司書の資 格を有する者 (取得見込み含 む)	7月30日 から 8月31日 まで	9月23日	10月14日 から 10月17日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技 師	昭和59年4月2日 以降に生まれた 者で、臨床検査 技師の免許を有 する者(取得見 込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	作業療法士	昭和59年4月2日 以降に生まれた 者で、作業療法 士の免許を有す る者(取得見込 み含む)	同上	同上	同上	同上	同上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許 職 試験	精神保健福祉士	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有する者(取得見込み含む)	7月30日から8月31日まで	9月23日	10月14日から10月17日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	診療放射線技師	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	栄養士	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、栄養士の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	保健師	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
経 験 者 採用試験	行政	昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	5月8日から5月28日まで	6月24日	7月21日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用 試験	一 般 事 務 (石見地区)・ 一 般 事 務 (隠岐地区)	昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	5月8日から5月28日まで	6月24日	7月21日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和54年4月2日 から平成3年4月 1日までに生ま れた者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む) 若しくは 平成3年4月2日 以降に生まれた 者で大学を卒業 した者(卒業見 込者含む) [武道] 次のア又はイに 該当し、かつ次 のウに該当する 者 ア 昭和61年4 月2日から平成3 年4月1日までに 生まれた男性で、 学校教育法によ る大学を卒業し た者(卒業見込 者含む) イ 平成3年4月 2日以降に生ま れた男性で、大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む) ウ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者	3月12日 から 4月6日 まで	5月13日	6月17日 から 6月20日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身 体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第2回)	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和54年4月2日 から平成3年4月 1日までに生ま れた者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む) 若しくは 平成3年4月2日 以降に生まれた 者で大学を卒業 した者(卒業見 込者含む) [武道] 次のア又はイに 該当し、かつ次 のウに該当する 者 ア 昭和61年4 月2日から平成3 年4月1日までに 生まれた男性で、 学校教育法によ る大学を卒業し た者(卒業見込 者含む) イ 平成3年4月 2日以降に生ま れた男性で、大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む) ウ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者	7月30日 から 8月31日 まで	9月16日	10月27日 から 10月31日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身 体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和54年4月2日 から平成7年4月 1日までに生ま れた者(ただし、 学校教育法によ る大学を卒業し た者及び卒業見 込みの者を除く) [武道] 次のア及びイの いずれにも該当 する者 ア 昭和61年4 月2日から平成7 年4月1日までに 生まれた男性 (ただし、学校 教育法による大 学を卒業した者 及び卒業見込み の者を除く) イ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者(柔道は、 平成25年3月31 日までに高校卒 業見込みの者に 限り、段位2段 以上)	7月30日 から 8月31日 まで	9月16日	10月27日 から 10月30日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身 体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

イ 試験実施結果

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性 別	受 験 申 込 者 数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終 合格 率 (D)/(B)	最 倍 率 (B)/(D)	採用者数 12.5.5.1 現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒			
大 学 卒 業 程 度	行政	24	男	221	166	1	3	170	45			45	16			9.4%	10.6	16
			女	88	69	1	1	71	16			16	8			11.3%	8.9	6
			計	309	235	2	1	241	61			61	24			10.0%	10.0	22
	心理	2	男	12	10			10	4			4	4			0.0%		
			女	14	12			12	3			3	2			16.7%	6.0	1
			計	26	22			22	7			7	2			9.1%	11.0	1
	児童福祉	2	男	5	3		1	4	2		1	3	1			25.0%	4.0	1
			女	8	6		1	7	3		1	4		1		14.3%	7.0	1
			計	13	9		2	11	5		2	7	1	1		18.2%	5.5	2
	食品衛生	1	男	4	3			3	2			2	1			33.3%	3.0	1
			女	7	5			5	3			3				0.0%		
			計	11	8			8	5			5	1			12.5%	8.0	1
	農業	7	男	23	17			17	9			9	4			23.5%	4.3	4
			女	14	9			9	8			8	3			33.3%	3.0	3
			計	37	26			26	17			17	7			26.9%	3.7	7
	畜産	1	男	3	1			1	1			1	1			0.0%		
			女	2	2			2	1			1	1			50.0%	2.0	1
			計	5	3			3	2			2	1			33.3%	3.0	1
	林業	5	男	10	8			8	7			7	4			50.0%	2.0	4
			女	7	4			4	3			3	1			25.0%	4.0	1
			計	17	12			12	10			10	5			41.7%	2.4	5
	水産	2	男	15	9			9	6			6	1			11.1%	9.0	1
			女	1	1			1	1			1	1			100.0%	1.0	1
			計	16	10			10	7			7	2			20.0%	5.0	2
	水産食品	1	男	3	3			3	1			1	1			33.3%	3.0	1
			女	0														
			計	3	3			3	1			1	1			33.3%	3.0	1

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験 申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終 合格率 (D)/(B)	最終 倍率 (B)/(D)	採用者数 125.5.1 現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
大 学 卒 業 程 度	総 合 土 木	11	男	41	29		1	1	75.6%	24		1	1	26	26	10		1	38.7%	2.6	11
			女	3	3				100.0%	1				1	1				0.0%		
			計	44	32		1	1	77.3%	25		1	1	27	27	10		1	35.3%	2.8	11
	建 築	3	男	7	6				85.7%	3				3	3	2			33.3%	3.0	2
			女	4	3				75.0%	2				2	1	1			33.3%	3.0	1
			計	11	9				81.8%	5				5	4	3			33.3%	3.0	3
	化 学	2	男	27	18				66.7%	7				7	7	2			11.1%	9.0	0
			女	16	14				87.5%					0							
			計	43	32				74.4%	7				7	7	2			6.3%	16.0	0
	電 気	2	男	10	8			1	90.0%	7				7	5	2			22.2%	4.5	2
			女	0																	
			計	10	8			1	90.0%	7				7	5	2			22.2%	4.5	2
	機 械	1	男	3	2				66.7%	2				2	1	1			50.0%	2.0	1
			女	0																	
			計	3	2				66.7%	2				2	1	1			50.0%	2.0	1
	原 子 力	1	男	4	2				50.0%	1				1	1	1			50.0%	2.0	1
			女	0																	
			計	4	2				50.0%	1				1	1	1			50.0%	2.0	1
	警 察 事 務	7	男	55	46			1	85.5%	10				10	9	3			6.4%	15.7	3
			女	34	29				85.3%	7				7	6	5			17.2%	5.8	5
			計	89	75			1	85.4%	17				17	15	8			10.5%	9.5	8
合 計	72		男	443	331	1	1	7	76.7%	131	0	1	2	134	126	49	0	1	15.0%	6.7	48
			女	198	157	1	1	1	80.8%	48	0	0	1	49	47	22	0	0	14.4%	7.0	20
			計	641	488	2	2	8	78.0%	179	0	1	3	183	173	71	0	1	14.8%	6.8	68

第1次試験：6月24日 第2次試験：8月5日～8日

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性 別	受 験 申 込 者 数 (A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最 終 合 格 率 (D)/(B)	最 終 倍 率 (B)/(D)	採用者数 125.5.1 現 在		
					受験者数(B)					第1次試験合格者数(C)					最終合格者数(D)								
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
高 校 卒 業 程 度	一 般 事 務	2	男	21		2	10	8	20	95.2%			3	2	5	4			0	0.0%			
			女	12		4	4	3	11	91.7%	1		1	1	3	3		1	1	2	18.2%	5.5	2
			計	33		6	14	11	31	93.9%	1		4	3	8	7		1	1	2	6.5%	15.5	2
	総 合 土 木	2	男	10			2	8	10	100.0%			1	7	8	8			4	40.0%	2.5	4	
			女	2				1	1					0									
			計	12			2	9	11	91.7%			1	7	8	8			4	36.4%	2.8	4	
	学校事務A (出雲地区)	11	男	92	54	2	7	10	73	79.3%	21			1	22	20	7		7	9.6%	10.4	5	
			女	65	42	8	1	2	53	81.5%	6				6	5	4		4	7.5%	13.3	1	
			計	157	96	10	8	12	126	80.3%	27			1	28	25	11		11	8.7%	11.5	6	
	学校事務A (石見地区)	3	男	27	19	1	2		22	81.5%	4				4	3			0	0.0%			
			女	22	13	2	2	1	18	81.8%	4				4	3	3		3	16.7%	6.0	3	
			計	49	32	3	4	1	40	81.6%	8				8	6	3		3	7.5%	13.3	3	
	学校事務A (隠岐地区)	1	男	8	4	1		1	6	75.0%	4	1			5	4	1		1	16.7%	6.0	1	
			女	1				1	1	100.0%				1	1	1			0	0.0%			
			計	9	4	1		2	7	77.8%	4	1		1	6	5	1		1	14.3%	7.0	1	
	学校事務B (出雲地区)	5	男	36		2	14	16	32	88.9%			8	2	10	10			2	6.3%	16.0	2	
			女	16		9	3	2	14	87.5%	3	1	1	1	5	5		3	3	21.4%	4.7	3	
			計	52		11	17	18	46	88.5%	3	9	3	3	15	15		3	2	5	10.9%	9.2	5
	学校事務B (石見地区)	1	男	10			7	3	10	100.0%			3	2	5	5				0	0.0%		
			女	3				2	2	66.7%				1	1	1	1		1	1	50.0%	2.0	1
			計	13			7	5	12	92.3%			3	3	6	6			1	1	8.3%	12.0	1
	学校事務B (隠岐地区)	1	男	2			1	1	2	100.0%			1	1	2	2			1	1	50.0%	2.0	1
			女	3				1	1	33.3%				1	1	1				0	0.0%		
			計	5			1	2	3	60.0%				1	2	3	3		1	1	33.3%	3.0	1
	警 察 事 務	2	男	11		1	7	3	11	100.0%				2	4	3			1	2	27.3%	3.7	1
			女	16		7	7	1	15	93.8%	3	2	1	6	5		1	2	3	20.0%	5.0	2	
			計	27		8	14	4	26	96.3%		3	4	3	10	8		1	3	2	23.1%	4.3	3
合 計	28	男	217	77	9	50	50	186	85.7%	29	1	18	17	65	59	8	0	4	6	9.7%	10.3	14	
		女	140	55	30	17	14	116	82.9%	10	7	4	6	27	24	7	5	3	1	13.8%	7.3	12	
		計	357	132	39	67	64	302	84.6%	39	8	22	23	92	83	15	5	7	7	11.3%	8.9	26	

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月14日～10月17日

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性 別	受 験 申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)				受 験 率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 (D)				最 終 合 格 率 (D)/(B)	最 倍 率 (B)/(D)	採用者数 125.5.1 現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒			
経 験 者	行政	3	男	64	44		1	5	50	78.1%	8				8	2			4.0%	25.0	2
			女	27	15		1	4	20	74.1%	3				3	1			0.0%	20.0	1
			計	91	59		2	9	70	76.9%	11				11	3			4.3%	23.3	3
合 計	計	3	男	64	44	0	1	5	50	78.1%	8	0	0	0	8	2	0	0	4.0%	25.0	2
			女	27	15	0	1	4	20	74.1%	3	0	0	0	3	1	0	0	5.0%	0.0	1
			計	91	59	0	2	9	70	76.9%	11	0	0	0	11	3	0	0	4.3%	23.3	3

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月21日

試験 種類	試験区分	採用 予定 人	性 別	受 験 申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)				受 験 率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 (D)				最 終 合 格 率 (D)/(B)	最 倍 率 (B)/(D)	採用者数 25.5.1 現在	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒
地 区 別	一 般 事 務 (石見地区)	1	男	13	7		1		8	61.5%	4				4	3			0	0.0%		
			女	15	9		1	1	13	86.7%	4		1		5	5	1		1	7.7%	13.0	1
			計	28	16	2	2	1	21	75.0%	8		1		9	8	1		1	4.8%	21.0	1
	一 般 事 務 (隠岐地区)	1	男	14	10	2	1		13	92.9%	4	2	1		7	7	1		1	0.0%	13.0	1
			女	4	3				3	75.0%	2				2	2			0	0.0%		
			計	18	13	2	1		16	88.9%	6	2	1		9	9	1		1	6.3%	16.0	1
別	合 計	2	男	27	17	2	2	0	21	77.8%	8	2	1	0	11	10	1	0	0	4.8%	0.0	1
			女	19	12	2	1	1	16	84.2%	6	0	1	0	7	7	1	0	0	6.3%	16.0	1
			計	46	29	4	3	1	37	80.4%	14	2	2	0	18	17	2	0	0	5.4%	18.5	2

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月21日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 125.5.1 現在
					大学卒	短大卒	高校卒・その他		大学卒	短大卒	高校卒・その他		大学卒	短大卒	高校卒・その他			
資格免許職	司書	3	男	7	6	1		7	4			4	1			14.3%	7.0	1
			女	48	29	12		41	4			4	2			4.9%	20.5	2
			計	55	35	13		48	8			8	3			6.3%	16.0	3
	臨床検査技師	1	男	2	2			2	2			2	1					
			女	5	3	1	1	5	2	1	1	4	2	1		20.0%	5.0	1
			計	7	5	1	1	7	4	1	1	6	3	1		14.3%	7.0	1
	作業療法士	1	男	3	2			3	2			3	3	1		33.3%	3.0	1
			女	3	1		2	3	1		2	2	2			0.0%		
			計	6	3		3	6	3		3	5		1		16.7%	6.0	1
	精神保健福祉士	1	男	0														
			女	4	4			4	4			4	1			25.0%	4.0	1
			計	4	4			4	4			4	1			25.0%	4.0	1
	診療放射線技師	1	男	3	2		1	3	2		1	2						
			女	4	3		1	4	3			2	1			25.0%	4.0	0
			計	7	5		2	7	5		1	4	1			14.3%	7.0	0
	歯科衛生士	1	男	0														
			女	4	1		3	4	1		2	3	1			25.0%	4.0	1
			計	4	1		3	4	1		2	3	1			25.0%	4.0	1
	栄養士	1	男	2	1			1				0						
			女	21	13	3		16	5	1		6	1			6.3%	16.0	1
			計	23	14	3		17	5	1		6	1			5.9%	17.0	1
	保健師	3	男	2		1		1		1		1						
			女	20	12	3		15	6	1		6	2	1		20.0%	5.0	1
			計	22	12	4		16	6	2		7	2	1		18.8%	5.3	1
	合計	12	男	19	13	2	0	17	10	1	0	13	11	2	0	11.8%	8.5	2
			女	109	66	19	0	92	26	3	0	34	29	9	1	10.9%	9.2	7
			計	128	79	21	0	109	36	4	0	47	40	11	1	11.0%	9.1	9

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月14日～10月17日

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受 験 申 込 者 数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最 合 格 率 (D)/(B)	最 倍 率 (B)/(D)	採用者数 125.5.1 現在	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
警 察 官	大 学 卒	48	男	228	181				181	79.4%	147				147	63			63	34.8%	2.9	47
		4	女	28	21				21	75.0%	12				12	4			4	19.0%	5.3	3
		52	計	256	202				202	78.9%	159				159	67			67	33.2%	3.0	50
	大 学 卒 (武 道)	2	男	3	3				3	100.0%	2				2	1			1	33.3%	3.0	1
		2	女	3	3					100.0%	2				2	1			1	33.3%	3.0	1
		17	男	142	101				101	71.1%	52				52	17			17	16.8%	5.9	16
	大 学 卒 (第 2 回)	4	女	24	15				15	62.5%	9				9	4			4	26.7%	3.8	2
		21	計	166	116				116	69.9%	61				61	21			21	18.1%	5.5	18
		1	男	6	5				5	83.3%	4				4	1			1	20.0%	5.0	0
	大 学 卒 (第 2 回) (武 道)	1	女	6	5					83.3%	4				4	1						0
1		計	6	5					83.3%	4				4	1			1	20.0%	5.0	0	
14		男	140		3	92	22	117	83.6%		1	42	6	46		16		16	13.7%	7.3	15	
高 校 卒 業 程 度	3	女	25		4	11	3	18	72.0%		1	6	2	7		3	1	4	22.2%	4.5	4	
	17	計	165		7	103	25	135	81.8%		2	48	8	53		19	1	20	14.8%	6.8	19	
	2	男	2			2		2	100.0%			2		2		2		2	100.0%	1.0	2	
高 校 卒 業 程 度 (武 道)	2	女	2						100.0%					2								
	2	計	2			2		2	100.0%					2		2		2	100.0%	1.0	2	
	84	男	521	290	3	94	22	409	78.5%	205	1	44	6	223	82	0	18	0	100	24.4%	4.1	81
合 計	11	女	77	36	4	11	3	54	70.1%	21	1	6	2	24	8	0	3	1	12	22.2%	4.5	9
	95	計	598	326	7	105	25	463	77.4%	226	2	50	8	247	90	0	21	1	112	24.2%	4.1	90

大学卒……………第1次試験：5月13日、第2次試験：6月16日～20日
 大学卒（第2回）……………第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～10月31日
 高校卒業程度……………第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～10月30日

(2) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号）

ア 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	6月27日	(法学試験) 8月27日 (1次試験) 10月3日	11月1日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月27日	(予備試験) 8月23日 (1次試験) 10月1日	11月12日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	6月27日	10月1日	11月12日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月27日	(予備試験) 8月24日 (1次試験) 10月2日	11月13日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	6月27日	10月2日	11月13日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

イ 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予 備 試 験			第 1 次 試 験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	193	189	97.9	84	83	100.0	16	8	9.6	8
警 部 補 昇 任 試 験	一般	※208	※207	99.5	84	113	100.0	40	30	26.5	30
	専門	10	—	—	—	10	100.0	6	3	30.0	3
	計	※218	※207	99.5	84	123	100.0	46	33	26.8	33
巡 査 部 長 昇 任 試 験	一般	※284	※283	99.6	100	119	100.0	58	47	39.5	47
	専門	8	—	—	—	8	100.0	4	2	25.0	2
	計	※292	※283	99.6	100	127	100.0	62	49	38.6	49
合 計		※692	※679	98.1	268	333	100.0	124	90	27.0	90

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者29名。巡查部長予備免除者19名)

2 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(1)及び(2)のとおりである。

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定			部 局	知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第 7 条 第 2 号	細則第3条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4 級以上)	人 11 (11)	人 —	人 2 (2)	人 17 (17)	人 —	人 30 (30)	
		細則第3条第3号(海事職)	2	—	2	1	—	5	
		細則第3条第4号 (研究職の2級以上)	—	—	—	—	—	—	
		細則第3条第5号～7号、 9～11号(医療職)	12	74	—	—	—	86	
	第7条第5号 (他の地方公共団体又は国の 在職者)	1 (1)	—	—	6 (6)	—	7 (7)		
	第7条第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—		
	第7条第7号・8号 (競争試験を行うことが不適 当な職)	5	1	1	2	—	9		
	地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—		
合 計			31 (12)	75	5 (2)	26 (23)	—	137 (37)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

職 種		部 局	知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部 ・ 次 長 級		3		2			5
	課 長 級		4			1		5
	グループリーダー		2					2
	企 画 員		1					1
	主任・主任主事・ 主任技師・主事・ 技 師 級		4	1	1			6
	計		14	1	3	1		19
公 安 職	警 視					4		4
	警部・警部補級					12		12
	巡 査 部 長					6		6
	巡 査					2		2
	計					24		24
海 事 職			2		2	1		4
研 究 職	学 芸 員		1					1
	研 究 員		2					2
医 療 職（一）	医 師		3	3				6
医 療 職（二）			9	14				23
医 療 職（三）				58				58
任 期 付 職 員								
合 計			31	75	5	26		137

ウ 公開選考試験実施結果（ア及びイの一部）

試験 種類	試験区分	採用 予定 人	性別	受 験 申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)				受 験 率 (B)/(A)	第1 次試験合格者数 (C)				第2次試験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 (D)				最 終 合 格 率 (D)/(B)	最 終 倍 率 (B)/(D)	採 用 者 数 現 在	考 備	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
選 考	研 究 員 (機械金属技術)	1	男 女 計	6 1 7	3				3 0 3	50.0% 0.0% 42.9%	2				2				0	0.0%		1次:6/24 ～6/25 2次:8/5	
	研 究 員 (食品工学技術)	1	男 女 計	4 5 9	3 4 7				3 4 7	75.0% 80.0% 77.8%	2 4 6				2 4 6				0 1 1	0.0% 25.0% 14.3%		1次:6/24 ～6/25 2次:8/5	
	研 究 員 (有機材料技術)	1	男 女 計	7 0 7	4				4	57.1%	4				3				1	25.0%	4.0 7.0	1次:6/24 ～6/25 2次:8/5	
	学 芸 員 (工 芸)	1	男 女 計	3 15 18	2 10 12				2 10 12	66.7% 66.7% 66.7%	2 4 6				2 4 6				0 1 1	0.0% 10.0% 8.3%		1次:6/24 2次:8/5	
試 験	獣 医 師	7	男 女 計	2 5 7	2 4 6				2 4 6	100.0% 80.0% 85.7%	第2 次試験なし					1 4 5			1 4 5	50.0% 100.0% 83.3%	2.0 1.0 1.2	1 4 5	6/24～25 実施
	薬 剤 師	1	男 女 計	2 2 4	1 1 2				1 1 2	50.0% 50.0% 50.0%	第2 次試験なし					1 1			1 1	0.0% 100.0% 50.0%	1.0 2.0	1 1	6/24～25 実施
	身体障がい者対象 (一般事務)	1	男 女 計	6 1 7	2 1 2	2 1 2			5 1 6	83.3% 100.0% 85.7%	第2 次試験なし					1 1			1 0 1	20.0% 0.0% 16.7%	5.0 6.0	1	10/21実施
	身体障がい者対象 (学校事務(出張地区))	1	男 女 計	1 0 1	1	1 1			1	100.0%	第2 次試験なし						1		1	100.0%	1.0	1	10/21実施
	船舶乗組員 (航 海)	1	男 女 計	3 0 3		1 1 1			2 2 2	66.7% 66.7%	第2 次試験なし								1 1 1	50.0% 50.0%	2.0 2.0	0 0	10/21実施

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受 験 申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)			受 験 率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 (D)				最 終 合 格 率 (B)/(D)	採用 数 25.5.1 現 在	考 備					
					計				計				計											
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒	短大卒				高校卒	その他			
選 考 試 験	船舶乗組員 (機 関)	1	男 女 計	1 0 1		1 1 1	1 1 1	100.0% 100.0%	第2次試験なし					1 1 1	1 1 1	100.0% 100.0%	1.0 1.0 1	10/21実施						
	水産練習 船乗組員 (機 関)	1	男 女 計	5 0 5		1 1 1	4 3 4	80.0%	第2次試験なし					1 1 1	1 1 1	25.0% 4.0 4.0	1 1 1	10/21実施						
	水産練習 船乗組員 (司 厨)	1	男 女 計	9 2 11		1 1 1	4 2 8	66.7% 100.0% 72.7%	第2次試験なし				1 1	0 1 1	0.0% 50.0% 12.5%	1 1 1	10/21実施							
	警備艇乗組員 (機 関)	1	男 女 計	1 0 1		1 1 1	1 1 1	100.0% 100.0%	第2次試験なし				1 1	1 1	100.0% 100.0%	1.0 1.0 1	10/21実施							
	職業訓練指導員 (WEBデザイン科)	1	男 女 計	0 1 1		1 1 1	1 1 1	100.0% 100.0%	第2次試験なし				1 1	1 1	100.0% 100.0%	1.0 1.0 1	11/3実施							
	警 察 官 (ハリコブター機組士)	1	男 女 計	6 0 6	3 0 3	2 2 2	5 5 5	83.3% 83.3%	第2次試験なし			2 2		2 2	40.0% 40.0%	2.5 2.5 2	2 2 2	1/13実施						
合 計	船舶乗組員(第2回) (航 海)	1	男 女 計	3 0 3		1 1 1	1 1 1	33.3% 33.3%	第2次試験なし				1 1	1 1	100.0% 100.0%	1.0 1.0 1	1 1 1	2/11実施						
	合 計	22	男	59	20	0	14	7	41	69.5%	10	0	0	0	10	9	5	0	4	2	11	26.8%	3.7	10
			女	32	19	2	1	1	23	71.9%	8	0	0	0	8	8	7	2	0	0	9	39.1%	2.6	9
			計	91	39	2	15	8	64	70.3%	18	0	0	0	18	17	12	2	4	2	20	31.3%	3.2	19

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験 申込者数 (A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終 合格率 (D)/(B)	最終 倍率 (B)/(D)	採用数 25.5.1 現在	備考		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒	高校卒					その他	
選 考 試 験 （ 病 院 局 ）	看護 師	(16)	男	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし				0	0	0	1	100.0%	1.0	1	6/24		
			女	7	2	0	0	5	7					100.0%	1	0	0	5	85.7%	1.2	6		
			計	8	2			6	8					100.0%	1			6	87.5%	1.1	7		
	看護 師	57	男	10	1	3	0	6	10	100.0%	第2次試験なし				1	1	0	5	70.0%	1.4	6	8/18～19	
			女	63	10	27	0	23	60	95.2%					8	23	0	16	78.3%	1.3	36		
			計	73	11	30		29	70	95.9%					9	24		21	77.1%	1.3	42		
	看護 師		男	3	0	3	0	0	3	100.0%	第2次試験なし				0	1	0	0	33.3%	3.0	1	9/29	
			女	10	1	5	0	4	10	100.0%					1	3	0	1	50.0%	2.0	3		
			計	13	1	8		4	13	100.0%					1	4		1	46.2%	2.2	4		
	助 産 師	(若干名)	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし				0	0	0	0			0	6/24		
			女	0	0	0	0	0						0	0	0	0		0	0			
			計	0															0				
助 産 師	5	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし				0	0	0	0			0	8/18～19			
		女	4	0	3	0	1	4					100.0%	0	3	0	1	4	100.0%	1.0		4	
		計	4	4	3		1	4					100.0%		3		1	4	100.0%	1.0		4	
助 産 師		男	0	0	0	0	0		第2次試験なし				0	0	0	0			0	9/29			
		女	1	1	0	0	0	1					100.0%	1	0	0	0	1	100.0%	1.0		1	
		計	1	1				1					100.0%	1				1	100.0%	1.0		1	
薬 剂 師	6	男	4	4	0	0	0	4	100.0%	第2次試験なし				3	0	0	0	75.0%	1.3	2	6/24		
		女	6	6	0	0	0	6	100.0%					3	0	0	0	3	50.0%	2.0	3		
		計	10	10				10	100.0%					6				6	60.0%	1.7	5		
臨床工学技士	2	男	3	2	0	0	1	3	100.0%	第2次試験なし				1	0	0	0	33.3%	3.0	1	8/18		
		女	2	1	0	0	1	2	100.0%					0	0	0	1	1	50.0%	2.0	1		
		計	5	3			2	5	100.0%					1			1	2	40.0%	2.5	2		
理学療法士	1	男	7	3	1	0	2	6	85.7%	第2次試験なし				1	0	0	0	16.7%	6.0	1	8/18～19		
		女	1	0	0	0	1	1	100.0%					0	0	0	0	0	0.0%		0		
		計	8	3	1		3	7	87.5%					1			1	1	14.3%	7.0	1		

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受 験 申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)			受 験 率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 (D)			最 終 合 格 率 (D)/(B)	最 終 倍 率 (B)/(D)	採用数 25.5.1 現在	考 備			
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒		短大卒	高校卒	その他					計		
選 考 試 験	診療放射線技師	1	男	2	1	1	0	0	2	100.0%	第2次試験なし			1	0	0	0	1	50.0%	2.0	1	10/6
			女	0	0	0	0	0			0	0	0									
			計	2	1	1			2	100.0%	1				1	50.0%	2.0	1				
選 考 試 験	臨床検査技師A	5	男	1	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし			1	0	0	0	1	100.0%	1.0	1	10/6
			女	3	0	3	0	0	3	100.0%	0	1	0	0	1	33.3%	3.0	1				
			計	4	1	3			4	100.0%	1	1			2	50.0%	2.0	2				
選 考 試 験	臨床検査技師B		男	6	5	1	0	0	6	100.0%	第2次試験なし			1	0	0	0	1	16.7%	6.0	1	10/6～7
			女	15	8	5	0	0	13	86.7%	2	0	0	0	2	15.4%	6.5	2				
			計	21	13	6			19	90.5%	3				3	15.8%	6.3	3				
選 考 試 験	社会福祉士	1	男	2	2	0	0	0	2	100.0%	第2次試験なし			0	0	0	0	0	0.0%		0	10/6
			女	4	4	0	0	0	4	100.0%	2	0	0	0	2	50.0%	2.0	1				
			計	6	6				6	100.0%	2				2	33.3%	3.0	1				
合 計		78	男	39	19	9	0	10	38	97.4%				9	2	0	6	17	44.7%	2.2	15	
			女	116	33	43	0	35	111	95.7%				18	30	0	24	72	64.9%	1.5	58	
			計	155	52	52	0	45	149	96.1%				27	32	0	30	89	59.7%	1.7	73	

(2) 昇任選考

級別昇任者数

給料表	部 局	知 事 部 局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警 察 本 部	計
	級						
行 政 職	9	6	1	2	1		10
	8	15			1		16
	7	26			2	1	29
	6	60	1	2	8	1	72
	5	77	2	4	11	4	98
	4	132	2	4	23	7	168
	3	19	1		3	3	26
	2	57	2	1	11	6	77
	計	392	9	13	60	22	496
公 安 職	9					3	3
	8					2	2
	7					9	9
	6					18	18
	5					48	48
	4					32	32
	3						
	2						
	計					112	112
海 事 職	5						
	4	1					1
	3	1					1
	2				1	1	2
	計	2			1	1	4
研 究 職	5	1					1
	4	5					5
	3	6			1	1	8
	2						
	計	12			1	1	14
医 療 職 (一)	4		1				1
	3		5				5
	2	2					2
	計	2	6				8
医 療 職 (二)	7						
	6	3	1				4
	5	5					5
	4	3	3				6
	3	3	1				4
	2	1	2				3
	計	15	7				22
医 療 職 (三)	7						
	6		1				1
	5		11				11
	4		24				24
	3	1	33				34
	2						
	計	1	69				70
合 計		424	92	13	62	136	726

IV 給 与 業 務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成24年10月17日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報 告

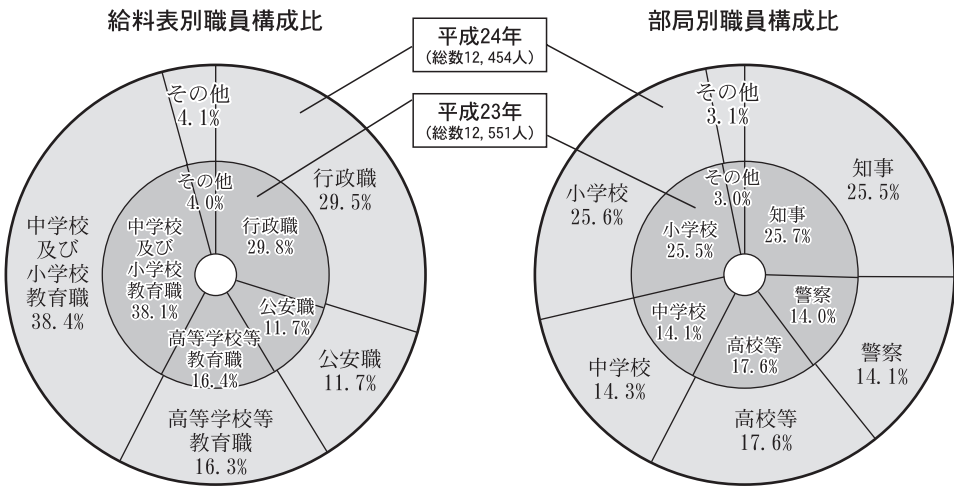
ア 職員の給与に関する報告

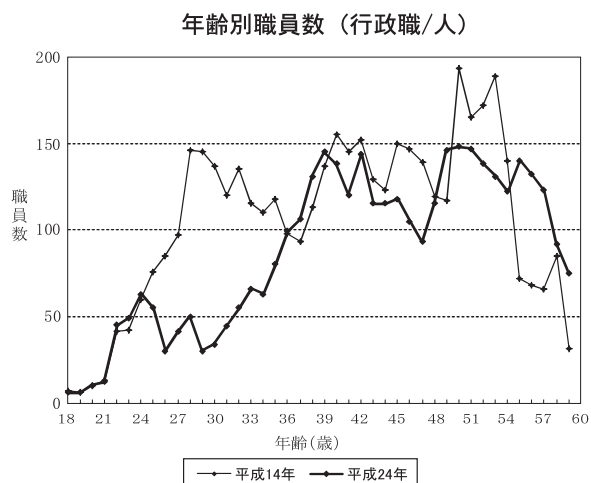
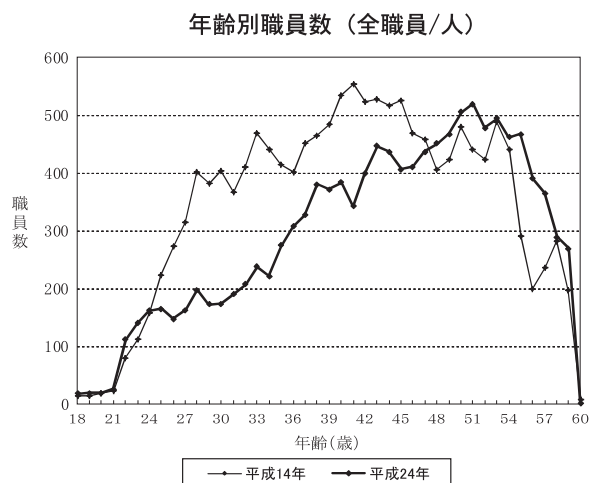
(ア) 職員給与の概況

県職員の平成24年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給 料 表 別 職 員 数 等							
区 分 給 料 表		職員数(構成比)		平 均 年 齢		平均経験年数	
		平成24年	平成23年	平成24年	平成23年	平成24年	平成23年
		人	人	歳	歳	年	年
行	政 職	3,677 (29.5%)	3,743 (29.8%)	44.1	44.2	22.5	22.6
公	安 職	1,454 (11.7%)	1,465 (11.7%)	39.5	39.8	18.5	18.8
海	事 職	46 (0.4%)	45 (0.4%)	42.0	42.0	21.9	21.8
研	究 職	248 (2.0%)	249 (2.0%)	42.2	42.5	19.0	19.4
医	療 職 (1)	46 (0.4%)	40 (0.3%)	44.2	43.9	18.3	18.3
医	療 職 (2)	99 (0.8%)	103 (0.8%)	43.0	42.9	19.1	19.5
医	療 職 (3)	71 (0.6%)	67 (0.5%)	41.9	42.5	19.5	20.1
高 等 学 校 等 教 育 職		2,034 (16.3%)	2,055 (16.4%)	44.4	44.1	21.7	21.4
中学校及び小学校教育職		4,779 (38.4%)	4,784 (38.1%)	45.8	45.5	23.1	22.8
合 計		12,454 (100.0%)	12,551 (100.0%)	44.2	44.1	22.0	21.9

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。





職員の平均給与月額の状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成24年	平成23年	平成24年	平成23年
給 料	円 361,758	円 370,318	円 336,733	円 346,410
管 理 職 手 当	6,311	6,342	8,195	8,209
扶 養 手 当	10,812	11,176	11,777	12,318
地 域 手 当	501	441	623	600
住 居 手 当	3,661	3,500	2,405	2,266
特 地 勤 務 手 当	4,163	4,431	3,006	3,231
そ の 他	2,480	2,370	1,901	1,863
合 計	389,686	398,578	364,640	374,897

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

(イ) 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内222の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した123事業所を対象に「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち113事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、91.9%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,535人及び研究員、医師等職種799人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間事業所における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

① 本年の給与改定等の状況

・ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で36.4%（昨年32.2%）、高校卒で31.8%（同33.4%）であり、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で82.1%（同90.7%）、高校卒で80.7%（同83.6%）となっている。

・ 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.7%（昨年21.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は30.2%（同29.6%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は78.9%（同82.0%）で、ほぼ昨年並みに約8割の事業所において定期昇給が実施されている。

民間における給与改定の状況

（単位：%）

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	17.7 (21.4)	30.2 (29.6)	0.9 (0.0)	51.2 (49.0)
課 長 級	17.0 (18.2)	28.6 (29.8)	0.9 (0.0)	53.5 (52.0)

（注） 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 （ ）内の数字は、平成23年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

（単位：%）

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
			昨 年 に 比 べ 増 額	昨 年 に 比 べ 減 額	昨 年 と 変 化 な し		
係 員	85.3 (83.8)	78.9 (82.0)	27.1 (35.7)	16.5 (4.2)	35.3 (42.1)	6.4 (1.8)	14.7 (16.2)
課 長 級	79.5 (100.0)	72.4 (96.6)	22.0 (39.9)	15.1 (6.6)	35.3 (50.1)	7.1 (3.4)	20.5 (0.0)

（注） 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 （ ）内の数字は、平成23年の割合である。

② 雇用調整の実施状況

平成24年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は25.0%（昨年24.1%）となっている。

（単位：%）

項目	採 用 の 停 止・抑 制	転 籍 出 向	希 望 退 職 者 の 募 集	正 社 員 の 解 雇	部 門 整 理・ 部 門 間 配 転	委 託・非 正 規 社 員 へ 転 換	残 業 の 規 制	一 時 帰 休 ・ 休 業	ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	賃 金 カ ャ ッ ト	計
実 施 事 業 所 割 合	7.1 (6.4)	7.0 (7.5)	4.5 (4.4)	0.0 (0.7)	2.3 (4.1)	1.7 (0.7)	4.5 (6.4)	11.5 (10.9)	1.2 (0.0)	4.4 (6.1)	25.0 (24.1)

（注） 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 （ ）内の数字は、平成23年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

本年４月の消費者物価指数（総務省）は、昨年４月に比べ、全国では0.4％、松江市では0.6％それぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年４月の松江市における２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ237,130円、250,880円及び264,640円となっている。

(エ) 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成23年４月１日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.9であった。

本県のラスパイレス指数は、昨年度まで実施されていた給与の減額措置の影響もあり92.9となっており、全国でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成23年４月１日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	8
100以上102未満	13
98以上100未満	14
96以上 98未満	5
94以上 96未満	3
94未満	4
都道府県平均指数	98.9
島根県	92.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なり、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,320円に対して職員給与は369,057円であり、4,263円（1.16％）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較 差 A－B ((A-B)/B×100)
373,320円	369,057円	4,263円（1.16％）

（注）民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1.（ア）の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

② 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の3.69月分に相当していた。これは、昨年（3.68月分）より増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.70月）が0.01月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給（A）	職員の期末・勤勉手当（B）	差（A－B）
3.69月分	3.70月	△0.01月分

（キ）給与制度の改正

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

なお、給与改定にあたっては、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として行うこととする。

① 月例給について

本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、前記（カ）①のとおり、職員給与が民間給与を1.16％下回っていることから、月例給については、引上げを基本とした改定を行うことが適切であると判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の勧告において人事院が俸給表及び諸手当を改定しなかったこと等から、現行の国の俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮した改定を行う。具体的には、現行の国の俸給表に定める俸給月額に100分の99.82（現行は100分の98.37）を乗じた給料表とする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、

行政職給料表と同様の給料月額の引上げ改定を行うものとする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

一方、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、他の給料表とは異なり、水準においても国の俸給表を基本としている。よって、医療職給料表(1)については、改定を行わないこととする。

② 期末手当・勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、民間事業所の特別給の支給割合（3.69月分）は、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.70月）とおおむね均衡している。

よって、本年については、職員の期末手当・勤勉手当の改定を行わないこととする。

③ 昇給・昇格制度の改正について

国においては、官民の給与水準は、人事院の勧告を通じて全体として均衡させているものの、50歳台、特に後半層において官民の給与差が相当程度存在している状況にある。人事院は、世代間の給与配分を適正化する観点から、早期に50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える必要があると判断し、昇給・昇格制度の改正を行うこととしている。

本県においては、50歳台の職員の占める割合が高く、当該職員の給与水準も高くなっていることから、その職員の給与水準の上昇をより抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要がある。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度についても準じていることから、国の制度改正が行われる場合において、その制度に準拠して改正を行うこととする。

具体的には、昇給制度については、55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員については、良好の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給の昇給）、特に良好の場合には1号給（現行は3号給）、極めて良好の場合には2号給以上（現行は4号給以上）の昇給に、それぞれ抑制するよう改正を行う。

昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増額額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則に定める昇格時号給対応表の改正を行う。

なお、昇給制度の改正は、昇給日が1月1日であることを踏まえ、国が昇給制度の改正を実施する日以後の1月1日から実施することとする。また、昇格制度の改正は、定期人事異動の時期が4月を基本としていることを踏まえ、国が昇格制度の改正を実施する日以後の4月1日から実施することとする。

イ 人事管理に関する報告

地方分権の進展や厳しい経済雇用情勢の中で、多様化・高度化する行政課題に的確に対応するためには、これまで以上に自らの判断と責任により主体的に行政運営を進めていく必要があり、職員一人一人の果たすべき役割はますます大きく、重要なものとなっている。

こうした状況においては、有為な人材の確保や職員の更なる意欲と能力の向上を図るとともに、勤務条件の改善や職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

また、現在、公務員の労働協約締結権の付与等を内容とする、公務員制度改革の検討が進められており、高齢期の雇用問題、退職手当の見直し等を含めて、公務員を取り巻く環境は大きな変革の時を迎えている。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題について、次のとおり報告する。

(ア) 人事管理上の課題について

① 人材の確保

多様な有為の人材を確保するためには、これまでも受験年齢要件等の緩和や人物評価をより重視する採用試験制度への見直し・改善を行い、一定の効果はみられたが、近年の採用試験の受験者数は、受験年齢人口の減少等により減少傾向にあり、人材を確保する上で厳しい状況にある。

こうした状況の中で、職員にはこれまで以上に、交渉力、コミュニケーション能力、企画・立案能力、チャレンジ精神等の能力が求められている。このような能力を持った人材を確保するためには、民間志望者等を含む多様な人材を受験者に取り込み、その中から求める能力を備えた人物を見極める必要がある。今後、このような視点で任命権者と協力して試験制度の改善に取り組むことにしている。

また、受験者確保については、新たに平成23年度から職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなど、情報発信に努めている。今後も引き続き県の仕事の魅力等を効果的に情報発信し、幅広く受験者の確保に取り組んでいく。

② 人材の育成

効果的に人材育成を推進するためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが必要である。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

また、今後一層、県民、企業、NPO等との連携を図りながら行政運営を進めて行くため、これまで以上に特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成に努める必要がある。

③ 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

現在本県においては、評価結果の昇給・勤勉手当等の処遇への反映について、警察本部が全職員に対して実施しているが、それ以外では、一般行政職員の管理職に対する勤勉手当への反映に止まっている。

任命権者においては、「ア 職員の給与に関する報告」の中で述べた昇給制度の改正も踏まえ、評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度を確立し、処遇への反映を拡大していく必要がある。

④ 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要がある。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野への配置を進めてきたところであるが、今後一層、女性職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備への取組が重要である。

また、平成23年5月に策定された「第2次島根県男女共同参画計画」において、管理職に占める女性職員の割合を平成27年度に7.0%とする数値目標も掲げられており、引き続き、女性職員の県の施策・方針決定過程への参画を促進する必要がある。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、職員一人一人が仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発などの様々な活動を自らが希望するバランスで行うワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。昨年5月に策定された本県の第2次男女共同参画計画にも重点目標の1つとして新たに盛り込まれたところである。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきており、平成22年6月には育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等が行われ、また、昨年12月に支給される期末手当からは、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、その支給割合を減じないこととしたところである。育児・介護のための休暇や育児休業等の利用状況は、次のとおりである。

- ・ 育児休業等

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率（注）の数値目標を50%として取得率向上に取り組んだところ、平成23年度の取得率は42%と前年度の27%を大きく上回った。これは、男性の育児参加のための休暇取得者数の増加が主な要因であり、育児休業取得者は3人と依然として少ない状況である。

（注）育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

- ・ 介護のための休暇

介護のための休暇の取得者数は、平成22年度の100人に対し昨年度は214人と大幅に増加した。特に、平成22年6月新設の短期の介護休暇の取得者が、87人から188人へと大幅に増加した。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

⑥ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、東日本大震災への対応、緊急経済対策、鳥インフルエンザ等の感染症に対する危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は3年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月100時間を超える時間外勤務従事人数が増加している。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、任命権者は、本年2月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組むこととした。

今後とも、当該指針に沿って、実効性のある時間外勤務縮減対策に取り組んでいく必要がある。

⑦ メンタルヘルス対策

職員が心身の健康を保持増進し、その能力を十分に発揮できるように、また、家庭生活においても健やかで豊かな生活を送るためにも、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、本委員会としても、これまで、その必要性に言及してきたところである。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、年度間で増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっており、大きな改善の傾向は見られない。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(イ) 公務員制度等に係る課題について

① 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図る必要があるが、国家公務員については、民間企業の多数が高年齢者の雇用確保を継続雇用により対応している状況も踏まえ、本年3月に、当面は定年退職後の再任用の義務化により対応することとする基本方針が示された。また、本年8月の人事院勧告・報告においては、再任用希望者に見合うポストの確保や給与上の措置等の課題が指摘されたところである。

一方地方公務員についても、国家公務員と同様、再任用の義務化により対応することが想定されている。この再任用の義務化は、平成25年度の定年退職者から発生する喫緊の課題であり、本県における具体的な対応策について検討を進めるとともに、今後、地方公務員法の改正等を踏まえ、速やかに条例改正等の手続きを行う必要がある。

② 公務員制度改革（公務員の労働基本権）

国家公務員については、昨年6月に自律的労使関係制度の措置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止を内容とする国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出されたが、いまだ実質的な審議に至っていない状況にある。

一方、地方公務員については、本年5月に、国から一般職の地方公務員に協約締結権を付与した上で人事委員会勧告制度を廃止すること等を内容とする素案が示された

が、全国知事会をはじめとする地方側からは、制度改革の必要性に対する疑問や労使交渉にかかるコストの増大等を指摘する意見が出されており、地方の理解が得られていない。

いずれにしても、このような見直しは、地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えるものであり、人事行政の公正の確保や労働基本権制約の代償機関としての人事委員会の役割の根幹に関わることから、引き続き国の動向等を十分に注視していく必要がある。

③ 退職手当の見直し

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、本年8月7日、退職手当の支給水準引下げ等について閣議決定がなされた。

地方公務員の退職手当についても、今般の国家公務員の退職手当制度に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請されているところであり、本県においても当該要請の趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずる必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであり、早期に当該措置を解消されるよう期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

(2) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(ア) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）備考において、乗じることとする率を100分の99.82とすること。

(イ) 昇給制度について

55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員の昇給について、職員の給与に関する条例第4条第5項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあっては、同条例第11条第1項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては、同条例第12条第1項）に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則等で定める基準に従い決定するものとする。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

エ 改定の実施時期

給料表の改定は平成24年4月1日から、昇給制度の改定は国が昇給制度の改正を実施する日以後の1月1日から実施すること。

（別記第1及び第2省略）

2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員に対する給与の支払監理を行った。
本年度は、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び産業教育手当の支給状況について確認を行ったが、指摘すべき事項はなかった。

- ・実施箇所 教育委員会 2 公署
 警察本部 2 公署

3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

平成24年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
24. 5. 29	第15号	公布日	・平成24年給与改定に伴う改正
24. 12. 21	第23号	公布日 (24. 4. 1)	・平成24年給与改定に伴う改正
25. 2. 19	第1号	25. 4. 1	・通勤手当の高速道路利用の場合の加算額の支給要件 についての改正
25. 3. 26	第3号	25. 3. 28	・行政組織の改正に伴う改正
25. 3. 29	第4号	25. 4. 1	・行政組織の改正に伴う改正等

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
25. 3. 29	第5号	25. 4. 1	・行政組織の改正に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
24. 5. 29	第16号	公布日	・平成24年給与改定に伴う改正
24. 12. 21	第24号	公布日 (24. 4. 1)	・平成24年給与改定に伴う改正
25. 2. 19	第2号	25. 4. 1	・通勤手当の高速道路利用の場合の加算額の支給要件 についての改正
25. 3. 29	第6号	25. 4. 1	・規定の整理

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
25. 3. 29	第 7 号	25. 4. 1	・ 行政組織の改正に伴う改正

○ 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
24. 7. 13	第21号	公布日	・ 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正に伴う改正

○ 給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
24. 6. 29	第20号	24. 7. 1	・ 給与等事務システムの導入による手続きの特例についての規定新設

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 県関係

平成24年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成24年度中に取り扱った事案はなかった。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県関係

平成24年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成24年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県関係

平成24年度中に取り扱った苦情相談は4件であった。

イ 受託団体関係

平成24年度中に取り扱った苦情相談は2件であった。

区 分		県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前年度からの繰越し			
	新 規	4	2	6
	計	4	2	6
相 談 区 分	給 与	1	2	3
	厚 生 福 利		1	1
	任 用	2		2
	いじめ・嫌がらせ	1		1
	計	4	3	7
処 理 状 況	制度説明及び助言	2		2
	当局への単なる伝達	2	2	4
	計	4	2	6
	次年度に繰越し			

※相談区分には1事案につき複数計上しているものがあるので、件数及び処理状況の数値と一致しない場合がある。

※これらのほか、企業職員等（人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員）から2件の相談があった。

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1

項の規定に基づく公務災害補償に関する審査

平成24年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県関係

平成24年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録 番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	平成24年度変更内容 (変更登録年月日)
1	島根県高等学校 教職員組合	S41. 9. 20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	役員改選 (24. 4. 10)
2	島根県職員労働 組合	S41. 9. 20	有	松江市殿町1 島根県庁内	役員改選、規約 変更(24. 5. 1)
3	島根県教職員組合	S41. 9. 20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	
5	島根県教育庁 職員組合	S41. 12. 13	無		登録抹消 (25. 1. 31)
7	島根県教職員 協議会	S55. 3. 26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (24. 5. 8)
8	島根教職員組合	H 2. 1. 26	有	松江市東朝日町210-1	役員改選 (25. 3. 25)
9	島根県学校事務 職員労働組合	H 2. 5. 21	無	松江市浜乃木二丁目8番20号	役員氏名変更 (24. 4. 13)

イ 受託団体関係

平成24年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録 番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	平成24年度変更内容 (変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51. 5. 20	無	隠岐郡西ノ島町浦郷53 4の1 西ノ島町役場内	役員改選 (24. 5. 16) 役員改選 (24. 11. 28)
18	知夫村職員組合	S52. 10. 31	無	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選、規約変更 (25. 3. 4)
31	邑智郡総合事務組合 職員労働組合	H 7. 12. 20	無	邑智郡川本町大字川下 3083-6 邑智郡町村総合事務組合内	役員改選、規約変更 (25. 1. 25) 役員改選 (25. 2. 22)
33	海士町職員組合	H 8. 7. 31	無	隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	役員改選、規約変更 (25. 3. 28)
40	隠岐広域連合 職員組合	H11. 11. 18	無	隠岐郡隠岐の島町城北 町355 隠岐広域連合立隠岐病院内	役員改選、規約変更 (25. 2. 4) 役員改選 (25. 2. 18)
44	雲南広域連合 職員組合	H16. 9. 2	無	雲南市三刀屋町大字下 熊谷1773-1	登録抹消 (25. 2. 14)

45	隠岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場内	役員変更 (24. 8. 20) 役員改選 (24. 11. 28)
46	邑南町職員組合	H17. 2. 22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	規約変更 (24. 8. 22) 役員改選 (25. 2. 18)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4. 11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場赤名庁舎内	役員改選 (24. 12. 13) 役員改選 (25. 2. 12)
49	川本町職員組合	H17. 9. 30	無	邑智郡川本町大字川本545-1 川本町役場内	役員改選 (24. 6. 22) 役員改選 (25. 3. 13)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17. 12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	
52	美郷町職員組合	H19. 3. 30	無	邑智郡美郷町粕渕168 美郷町役場内	役員改選 (24. 11. 28)
53	津和野町職員組合	H24. 7. 11	無	鹿足郡津和野町日原54-25 津和野町役場内	登録 (24. 7. 11) 役員改選 (25. 2. 18)

(2) 職員団体等の規約の認証

平成24年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、平成24年度末における認証状況は次のとおりである。

団 体 名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54. 11. 29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県関係

平成24年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
24. 6. 8 25. 3. 29	第17号 第8号	24. 6. 8 25. 4. 1	・組織改正等に伴う改正 ・組織改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

職の改廃等に伴う、島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の改正はなかった。

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

平成24年度末における号別区分は次のとおりである。

○ 事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	浜田県土整備事務所維持管理部浜田ダム管理所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 高規格道路事務所	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課(緑化センター管理スタッフ)	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部 水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ	労働基準監督署
第11号	水産技術センター附属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 食料安全推進課家畜病性鑑定室 病虫害防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海グループ 同内水面グループ 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会
第13号	保健所(8) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署
第15号	宍道湖流域下水道管理事務所	労働基準監督署
区分されない事業所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁(県土整備局を除く) 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林振興センター(2) 農林振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 水産事務所(2) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会

○ 船 舶

号別区分	船名(総トン数、船員の労務管理をする事務所)	監督機関
第12号	島 根 丸 (142.0トン、水産技術センター) やそしま (9.10トン、 " 内水面浅海部浅海グループ) 神 海 丸 (499.0トン、教育庁本庁(高校教育課)) あわしま (19.00トン、浜田水産高校) みこしま (19.00トン、隠岐水産高校)	人 事 委 員 会
区 分 されない 事業所	せいふう (120.0トン、知事部局本庁(水産課)) うらかぜ (20.0トン、浦郷警察署)	人 事 委 員 会

【参考】労働基準法別表第1による事業

第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

第10号 映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業

第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業

第12号 教育、研究又は調査の事業

第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

平成24年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ ボイラーの設置状況

事業所名	種 類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
江津清和養護学校	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第79号	30m	11.6㎡
自治研修所	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66㎡
計 2事業所	2基			

○ 第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隠岐水産高校	蒸煮器（横式円筒型）	第38号	1.0kg/cm ²	1.0m ³
隠岐水産高校	蒸煮器（円筒型）	第106号	3.0kg/cm ²	2.07m ³
邇摩高校	蒸煮器（円筒型）	第76号	2.0kg/cm ²	0.56m ³
農林大学校	蒸煮器（横置円筒型）	第86号	2.0kg/cm ²	0.64m ³
農林大学校	蒸煮器（角横型直火式）	第100号	1.1kg/cm ²	2.69m ³
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第72号	2.0kg/cm ²	0.58m ³
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第105号	3.0kg/cm ²	0.64m ³
松江農林高校	蒸煮器（角横型）	第102号	1.2kg/cm ²	1.65m ³
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第103号	3.0kg/cm ²	0.63m ³
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第104号	3.0kg/cm ²	0.135m ³
浜田水産高校	蒸煮器（横置円筒型）	第87号	7.0kg/cm ²	0.64m ³
農業技術センター	消毒器（角型ジャケット付）	第94号	1.5kg/cm ²	0.737m ³
益田翔陽高校	滅菌器（角型）	第98号	1.3kg/cm ²	1.548m ³
矢上高校	蒸煮器（円筒型）	第101号	2.0kg/cm ²	0.24m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313m ³
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第110号	0.5MPa	3.21m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m ³
産業技術センター 浜田技術センター	蒸煮器（横置円筒型）	第99号	3.0kg/cm ²	0.326m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレープ	第113号	1.96MPa	0.104m ³
計 12事業所	21基			

4 勤務条件等実態調査

この調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、職員の勤務条件の実態を把握し、職員の適正な勤務条件に関する制度を検討する基礎資料とするために実施した。

- 調査方法及び調査時期 書面調査により平成24年7月から8月に実施
- 対 象 事 業 所 本県の全事業所(248)及び市町村立学校等(331)
合計579事業所
- 調 査 事 項 時間外・休日勤務等の状況、休暇の取得状況など勤務条件に関する事項

5 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

平成24年度中における状況は、次のとおりである。

- 職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
24.7.27	第22号	公布日	・ 骨髄移植のドナーとなる場合に認められる特別休暇の対象拡大に伴う改正

- 東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則
同規則附則第2項の規定により失効（平成24年12月31日）

(参 考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(平成25. 8. 1現在)

氏 名	委 員 在 任 期 間	左のうち委員長就任期間
中 田 敏 哉	S26. 6. 5 ～ S27. 3. 31 (1期)	S26. 6. 5 ～ S27. 3. 31 (1)
新 宮 保 重	S26. 6. 5 ～ S28. 6. 4 (2期) S28. 7. 1 ～ S30. 4. 19	S27. 4. 1 ～ S28. 6. 4 (2)
松 田 賢 吉	S26. 6. 5 ～ S29. 6. 4 (2期) S29. 6. 5 ～ S31. 9. 30	S28. 7. 6 ～ S29. 7. 7 (3) S30. 7. 7 ～ S31. 7. 6 (5)
手 銭 白三郎	S27. 4. 1 ～ S30. 6. 4 (2期) S30. 7. 6 ～ S34. 7. 5	S29. 7. 8 ～ S30. 6. 4 (4) S32. 7. 5 ～ S33. 7. 14 (7)
太 田 直 行	S30. 5. 19 ～ S32. 6. 30 (2期) S32. 7. 1 ～ S36. 6. 30	S31. 7. 7 ～ S32. 6. 30 (6) S34. 7. 15 ～ S35. 7. 20 (9)
柳 幸 大 資	S31. 10. 1 ～ S33. 6. 4 (2期) S33. 6. 25 ～ S37. 6. 24	S33. 7. 15 ～ S34. 7. 14 (8) S36. 10. 1 ～ S37. 6. 24 (11)
片 山 義 雄	S34. 7. 8 ～ S36. 9. 30 (1期)	S35. 7. 21 ～ S36. 9. 30 (10)
安 食 義 憲	S36. 7. 1 ～ S39. 2. 1 (1期)	S37. 7. 19 ～ S38. 7. 25 (12)
岩 田 維 保	S36. 10. 1 ～ S38. 2. 3 (1期)	
遠 藤 剛 一	S37. 7. 14 ～ S41. 7. 13 (1期)	S38. 7. 26 ～ S41. 7. 13 (13)
大 井 修 一	S38. 2. 23 ～ S38. 7. 7 (2期) S38. 7. 8 ～ S41. 4. 7	
大 島 六次郎	S39. 3. 1 ～ S40. 6. 30 S40. 7. 1 ～ S44. 6. 30 (3期) S44. 7. 1 ～ S46. 9. 29	S41. 9. 1 ～ S44. 6. 30 (14) S44. 7. 4 ～ S46. 9. 29 (15)
高 橋 定 一	S41. 7. 1 ～ S42. 7. 7 S42. 7. 8 ～ S46. 7. 7 (3期) S46. 7. 10 ～ S50. 7. 9	S46. 10. 13 ～ S50. 7. 9 (16)
武 井 正 臣	S41. 9. 1 ～ S45. 8. 31 (1期)	
堀 江 珪 一	S45. 10. 8 ～ S49. 10. 7 (1期)	
山 田 政 治	S46. 10. 1 ～ S48. 6. 30 (2期) S48. 7. 3 ～ S52. 7. 2	
三 代 良 信	S49. 10. 9 ～ S53. 10. 8 (1期)	S50. 7. 14 ～ S53. 10. 8 (17)
兼 折 博	S50. 7. 10 ～ S54. 7. 9 (1期)	S53. 10. 11 ～ S54. 7. 9 (18)
森 脇 孝	S52. 7. 3 ～ S56. 7. 2 S58. 7. 26 ～ S62. 7. 25 (3期) S62. 7. 26 ～ S63. 5. 15 (死亡)	S54. 8. 1 ～ S56. 7. 2 (19) S61. 10. 13 ～ S62. 7. 25 (24)

氏 名	委 員 在 任 期 間	左のうち委員長就任期間
高 橋 正 夫	S53. 10. 9 ～ S57. 10. 8 (1期)	S56. 7. 3 ～ S57. 10. 8 (20)
北 川 泉	S54. 7. 26 ～ S58. 7. 25 (1期)	S57. 10. 9 ～ S58. 7. 25 (21)
田 江 武 彦	S56. 7. 3 ～ S60. 7. 2 (2期) S60. 7. 5 ～ H 1. 7. 4	S58. 8. 2 ～ S60. 7. 2 (22) S62. 7. 28 ～ S63. 12. 22 (25)
脇 坂 才 夫	S57. 10. 9 ～ S61. 10. 8 (1期)	S60. 7. 5 ～ S61. 10. 8 (23)
星 野 春 雄	S61. 10. 9 ～ H 2. 10. 8 (1期)	S63. 12. 23 ～ H 2. 10. 8 (26)
中 村 寿 夫	S63. 7. 1 ～ H 3. 7. 25 H 3. 7. 26 ～ H 7. 7. 25 H 7. 7. 26 ～ H11. 7. 25 (7期) H11. 7. 26 ～ H15. 7. 25 H15. 7. 26 ～ H19. 7. 25 H19. 7. 26 ～ H23. 7. 25 H23. 7. 26 ～ 現在	H 2. 10. 8 ～ H 3. 7. 25 (27) H 3. 7. 29 ～ H 4. 2. 20 (28) H 6. 10. 31 ～ H 7. 10. 3 (30) H10. 8. 4 ～ H13. 3. 31 (32) H14. 10. 25 ～ 現在 (34)
丸 磐 根	H 1. 7. 5 ～ H 5. 7. 4 (1期)	
長谷川 博 憲	H 2. 10. 9 ～ H 6. 10. 8 (1期)	H 4. 2. 21 ～ H 6. 10. 8 (29)
竹内 宇右衛門	H 5. 7. 8 ～ H 7. 5. 15 (1期) (死亡)	
大 澤 亮 三	H 6. 10. 11 ～ H10. 10. 10 (1期)	H 7. 10. 4 ～ H10. 8. 3 (31)
山 本 隆 志	H 7. 7. 5 ～ H 9. 7. 7 (2期) H 9. 7. 8 ～ H13. 7. 7	
吉 岡 瑩	H10. 10. 11 ～ H14. 10. 10 (1期)	H13. 4. 1 ～ H14. 10. 10 (33)
池 淵 功 二	H13. 7. 8 ～ H17. 7. 7 (1期)	
後 藤 美 利	H14. 10. 11 ～ H18. 10. 10 (1期)	
林 興 平	H17. 7. 8 ～ H21. 7. 7 (1期)	
清 原 茂 治	H18. 10. 11 ～ H22. 10. 10 (1期)	
猪 野 郁 子	H21. 7. 8 ～ H25. 7. 7 H25. 7. 8 ～ 現在	
永 田 伸 二	H22. 10. 11 ～ 現在	

2 委員会の構成

(平成25. 8. 1現在)

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平 23. 7. 26 平 27. 7. 25	弁護士
委 員 (委員長職務代理者)	永 田 伸 二	平 22. 10. 11 平 26. 10. 10	(元)島根県健康福祉部長
委 員	猪 野 郁 子	平 25. 7. 8 平 29. 7. 7	島根大学名誉教授

3 事務局職員名簿

(平成25. 4. 1現在)

職 名	氏 名	現所属発令年月日
事 務 局 長	長 岡 隆	平 24. 4. 1
企 画 課 長	鉦 一 夫	平 23. 4. 1
任用グループリーダー	森 本 勝 志	平 24. 4. 1
企 画 員	曳 野 純 子	平 25. 4. 1
主 任	寺 本 寛	平 24. 4. 1
主 任	三 宅 香 織	平 25. 4. 1
給与グループリーダー	荒 木 誉 史	平 23. 4. 1
企 画 員	讃 岐 容 子	平 24. 4. 1
主 任	岩 谷 奈 帆 子	平 23. 4. 1
主 事	樋 野 祐 一	平 25. 4. 1

平成24年度人事委員会年次報告書

発行日 平成25年8月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町1番地